

有明海及び八代海を再生するための特別措置に関する法律の概要

1. 目的

有明海及び八代海の再生に関する基本方針を定めるとともに、当該海域の環境の保全及び改善並びに水産資源の回復等による漁業の振興に関し実施すべき施策に関する計画を策定し、その実施を促進する等特別の措置を講ずることにより、国民的資産である有明海及び八代海を豊かな海として再生することを目的とする。

2. 概要

(1) 指定地域の指定

指定地域は、主務大臣（総務大臣、文部科学大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣及び環境大臣）が、関係県（福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県及び鹿児島県）の申請に基づき、関係行政機関の長に協議して指定するものとする。

(2) 基本方針の策定

主務大臣は、有明海及び八代海の環境の保全及び改善並びに水産資源の回復等による漁業の振興に関する施策を推進するため、有明海及び八代海の再生に関する基本方針を定めなければならない。

(3) 県計画の策定

関係県は、基本方針に基づき、当該関係県の指定地域について、有明海及び八代海の海域環境の保全及び改善並びに水産資源の回復等による漁業の振興に関し実施すべき施策に関する計画を定めるものとする。

(4) 促進協議会

主務大臣、関係行政機関の長及び関係県の知事は、それぞれの県計画の調和を図りつつ、その実施を促進するために必要な協議を行うため、促進協議会を組織することができる。

(5) 国の補助の割合の特例

県計画に基づいて関係県が行う漁港漁場整備事業のうち、政令で定めるものにつき、補助の割合の特例を定める。（平成14年度から23年度まで）

(6) 地方債についての配慮及び資金の確保

地方公共団体が県計画を達成するために行う事業に関し、地方債について、特別の配慮をする。また、国は、県計画に基づいて行う事業に関し、必要な資金の確保に努める。

(7) 調査研究の実施及び体制の整備等

国及び関係県は、有明海及び八代海の環境の保全及び改善並びに水産資源の回復等による漁業の振興を図るため、次に掲げる調査を実施し、その結果を公表するものとする。

- ①干潟と有明海及び八代海の海域の環境との関係に関する調査
- ②潮流、潮汐等と有明海及び八代海の海域の環境との関係に関する調査
- ③有明海及び八代海の海域に流入する水の汚濁負荷量と当該海域の環境との関係に関する調査
- ④有明海及び八代海の海域に流入する河川の流況と当該海域の環境との関係に関する調査
- ⑤土砂の採取と有明海及び八代海の海域の環境との関係に関する調査
- ⑥有明海及び八代海における赤潮、貧酸素水塊等の発生機構に関する調査
- ⑦有明海及び八代海の海域の環境と当該海域における水産資源との関係に関する調査
- ⑧①～⑦に掲げるもののほか、有明海及び八代海の海域の環境並びに当該海域における水産資源に関する調査

また、国及び関係県は、総合的な調査研究の体制の整備、海域に流入する水の汚濁負荷量の総量の削減に資する措置等を講ずるものとする。

(8) 有明海・八代海総合調査評価委員会

環境省に「有明海・八代海総合調査評価委員会」を置き、附則に基づいて行う法律の見直しに関し、次に掲げる事務をつかさどる。

- ① 国及び関係県が行う調査の結果に基づいて有明海及び八代海の再生に係る評価を行うこと。
- ② 上記①の評価を行うことに関し、主務大臣等に意見を述べること。

委員は、環境の保全及び改善又は水産資源の回復等に関し十分な知識と経験を有する者のうちから、主務大臣と協議の上、環境大臣が任命する。

(9) その他

下水道・浄化槽等の整備、河川の流況の調整、森林の保全及び整備、水産動物の種苗の放流、酸処理剤の適正な使用、自然災害の発生の防止、赤潮等による漁業被害の支援・救済、知識の普及等について、努力規定、配慮規定を設ける。

3. 施行期日及び法律の見直し（附則）

(1) 施行期日

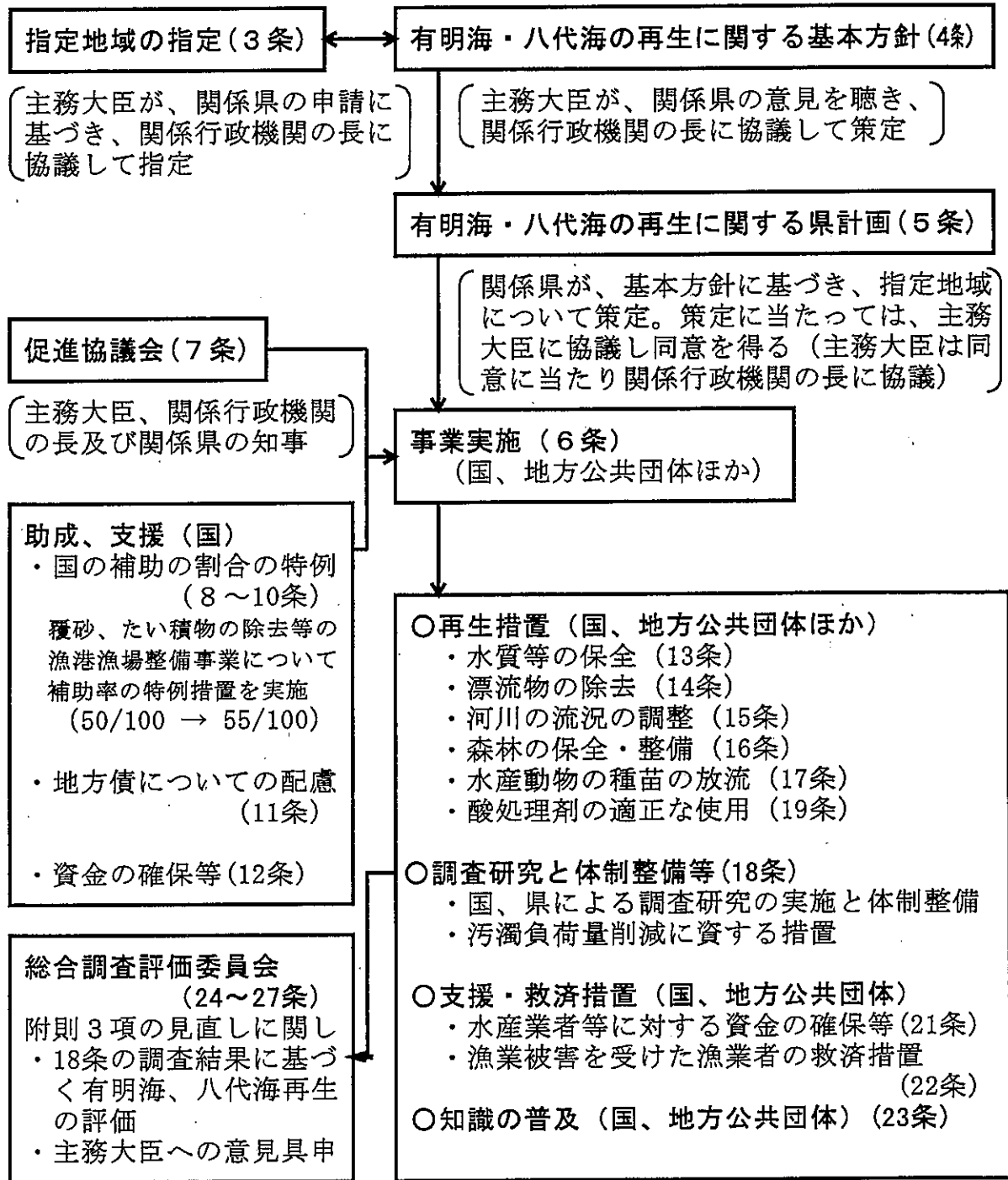
この法律は、公布の日（注）から施行する。

（注：平成14年11月29日）

(2) 見直し

法律の施行の日から5年以内に、法律の施行状況、調査の結果を踏まえ、必要な見直しを行う。

有明海及び八代海を再生するための特別措置に関する法律のあらまし



(○ 法律の施行の日から5年以内に、法律の施行状況、各種調査の結果を踏まえ、必要な見直しを行う。(附則3項))

(注1) 主務大臣は、総務大臣、文部科学大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣及び環境大臣である。

(注2) 関係県は、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県及び鹿児島県である。

公布・施行年月日：平成14年11月29日